

住所変更などの 手続はお済みですか？

春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します



住所を変更したら、14日以内に届出をするよう、法律で定められています。

例年、転入・転出・転居などの住所変更が多くなる3月中旬から4月上旬にかけては、市民課窓口が大変混み合います。混雑が予想される日時や、手続に必要なものをお知らせします。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

※戸籍届出や転入・転居など、内容によっては手続に時間がかかりますので、16時30分までにお越しください。

2. 混雑が予想される日時

- ・ 3月中旬から4月上旬
- ・ 月曜日、金曜日および祝日明け
- ・ 11時～14時ごろ

※内容によっては他課での手続がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

3. 「本人確認資料」を持参してください

住所変更や住民票・戸籍謄抄本の交付申請の際には、次の「本人確認資料」で確認を行っています。

個人情報不正取得や虚偽の手続を防ぐためのもので、ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

顔写真付きの官公署発行の書類を1点

（例）運転免許証、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）、顔写真付きの住基カード、パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書など

▼右記の書類がない場合は、次の書類を2点

（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

4. 転入・転居の際は「マイナンバーカード」、「顔写真付きの住基カード」、「在留カード」を持参してください

カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更する人全員のカードを持参してください。

なお、マイナンバーカード・住基カードの住所変更には個別に暗証番号（数字4ケタ）の確認が必要になります。

5. 印鑑登録証明書（印鑑証明）の発行には印鑑登録証が必要です

窓口での印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ず持参してください。

6. お近くの窓口をご利用ください

住所変更や印鑑登録・住民票の写し等の発行などは、本庁・行政センターいずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

土日窓口サービスでは、転入・転出・転居などの住所変更手続、印鑑の登録は行っていません。

マイナンバーカードがあれば コンビニ交付サービスが利用できます

出雲市に住民票がある人は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

▶取得できる証明書

- ①住民票の写し（本人・同一世帯員）
- ②印鑑登録証明書（本人のみ）
- ③戸籍（謄本／抄本）
- ④戸籍の附票の写し（謄本／抄本）
- ⑤所得（課税）証明書（本人の最新年度分）

※③と④は本籍・住所ともに出雲市にある方のみ

▶取得できる主なコンビニエンスストア

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン

▶利用時間

6時30分～23時（12/29～1/3は利用できません）

※戸籍・戸籍の附票の写しは8時30分～17時15分

おたずね・手続窓口

本庁 市民課	☎21-2315
平田行政センター 市民サービス課	☎63-5565
佐田行政センター 市民サービス課	☎84-0111
多伎行政センター 市民サービス課	☎86-3111
湖陵行政センター 市民サービス課	☎43-1214
大社行政センター 市民サービス課	☎53-3115
斐川行政センター 市民サービス課	☎73-9100

75歳以上のマイナンバーカード未取得者に 交付申請書が送付されます

島根県後期高齢者医療広域連合から、後期高齢者医療制度の被保険者でマイナンバーカードを未取得の方に対して、交付申請書が2月下旬から3月にかけて、順次発送されます。

申請書の
送付対象者

令和3年10月31日時点で75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者

マイナンバー
カードの
メリット

- 身分証明書として利用できます。
- 健康保険証として利用できます。(ただし、保険証として利用するためには、別途、保険年金課・各行政センター市民サービス課等での申込みが必要です。)
- 住民票の写し等の各種証明書をコンビニエンスストアで取得できます。

おたずね/マイナンバーカードの交付申請等に関すること 市民課 ☎21-2315
健康保険証の利用申込等に関すること 保険年金課 ☎21-6983

軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)納付書の様式変更について

賦課期日(4月1日)時点で軽自動車等を所有しており、かつ、軽自動車税(種別割)の振替口座を登録しておられない方に対しては、毎年5月中旬に、ハガキ様式の納付書を送付していましたが、令和4年度から送付する納付書が封書様式へ変更となります。

<令和4年度> 納期限：5月31日(火)

減免の手続きについて

軽自動車税(種別割)には以下の3種類の減免制度があります。要件の詳細や申請方法については、市民税課へお問い合わせください。

なお、前年度に減免を受けていて、申請内容に変更がない方は、4月上旬発送予定の減免継続申請ハガキでの手続きとなります。

<令和4年度> 減免申請期間：4月1日(金)～5月31日(火)

①身体障がい者等の方に対する軽自動車税(種別割)の減免

下記の手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車等については、一定の要件に該当する場合、減免になります。 ※家族等が所有または運転する軽自動車等についても、一定の要件に該当する場合、減免になります。

・身体障がい者手帳 ・戦傷病者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳

※減免の対象になるのは1台のみです。

※自動車税(種別割)の減免を受けている場合、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。

②身体障がい者等の方が利用するための構造をした軽自動車(車いす移動車等)に対する軽自動車税(種別割)の減免

③公益のために直接専用する軽自動車等に対する軽自動車税(種別割)の減免

課税免除の手続きについて

商品であって使用しない軽自動車(原付、小型特殊自動車を除く)に対する軽自動車税(種別割)は、一定の要件に該当する場合、課税が免除されます。課税免除の対象や申請方法については、市民税課へお問い合わせください。

<令和4年度> 課税免除申請期間：4月1日(金)～4月11日(月)

おたずね/市民税課 ☎21-6703